

ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(35)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 庸

〒371-0801 群馬県前橋市文京町1-15-10

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

群馬裁判第3回公判のお知らせ

平成26年2月10日(月)午後3時 東京高裁(東京の霞ヶ関)825号法廷(8階)

原告二人(角田さん、羽部さん)の陳述と弁論要旨

応援に駆けつけてください。

裁判の目(第28回)～栃木事件で高裁判決/不当判決の読み方～

平成26年1月28日

弁護士 福田 寿男

平成26年1月27日に東京高裁で栃木事件の判決がありました。

栃木事件では、ハッ場ダムを含む3つのダムの違法性が問題となっているのですが、残念ながら結果は控訴棄却でした。

ダム3つに対して判決は55頁しかなく(当事者目録等を除く)、①3つのダムの治水については、「都道府県の職員等は、納付義務の前提についての適法性については基本的に審査することができず、国土交通大臣の通知を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置をとるべき義務」があると、国と地方との対等性を認めず、その違法性判断基準として「国土交通大臣の通知に、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵が存するか否か」を定立して、結局、違法性はないとし、②思川開発事業の利水については、裁量権の逸脱・濫用はないと判示しました。

このように判決の結論自体は極めて不当ですが、①思川開発事業の利水については、「利水者としての参画判断の際に基礎とした事情に一部変更が生じていること(人口、一日最大給水量など)や水道用水供給事業としての今後の見通し等に鑑みて、被控訴人が思川開発事業から撤退するとの判断をすることも、政策的には十分考え得るところである」、「政策としての当否はともかく、違法性判断の基準に照らすと」といった文言をあえて付け加え、②ハッ場ダムの危険性については、「検証検討報告書の際には、従来の3か所に加え、新たに8か所で対策が必要となる可能性が判明し、・・・控訴人らの主張に頷ける部分があることも否定できない。」とし、③環境影響評価についても、「調査内容に一部不十分な点はあったとしても」(思川開発事業及び湯西川ダム)とするなど、政策ないし計画の不当性を一部認める内容となっています。

裁判所には、このような判断を、毅然とした態度で、判決の結論につなげて欲しいと思います。

2013年9周年報告集会 群馬の会活動報告

浦野 稔

1. 訴訟活動

東京高裁控訴審第8回進行協議から第2回口頭弁論に向けて、ニュース群馬(31~34号)を発行し、原告並びに会員に活動報告し、参加を呼びかけ取り組んできました。

- 1月22日 第8回進行協議 3月28日 第9回進行協議
5月21日 第10回進行協議 9月2日 第1回口頭弁論(代理人・原告意見陳述)
12月9日 第2回口頭弁論(「地すべりの危険性について」坂巻幸雄氏証人尋問)

2. 会の活動

学習会・現地見学会・総会などを開催し、ハッ場ダム問題を広く知らせ、考えてきました。

- 3月22日 学習会「ハッ場ダム問題について」――母親連絡会(利根沼田) 真下淑恵
○5月11日 学習会「ハッ場ダムの現状と今後の問題について」アースクラブ(館林市) 浦野稔
○6月2日 学習会「ハッ場ダムの現状と今後の問題について」群馬中央医療生協等(太田市) 浦野稔
○6月29日 ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 総会
◇集会「ハッ場ダムを参院選の争点に！」(共催：ハッ場あしたの会・ハッ場ダムをストップさせる群馬の会・群馬県議会議員の会)1. ハッ場ダムについて、各党の政策を聴く
2. ハッ場ダム事業の現状と今後の見通し 渡辺洋子
○7月26日 ハッ場ダム現地見学会 アースクラブ 浦野稔

3. 関連団体との活動

ハッ場あしたの会、群馬県議会議員の会、県教組、ハッ場ダムをストップさせる群馬の会などで毎月定例会「ハッ場ダムを考える群馬連絡会」を開き、情報交換しながら、ハッ場ダム中止に向けての戦略・戦術を考え、学習会やシンポジウムなどに取り組んできました。

- ◇7月12日 学習会&懇談会「ハッ場ダムによる景観と歴史遺産の破壊」群馬県庁昭和庁舎(前橋市) 講師 川村晃生慶応大学名誉教授、勅使河原彰文化財保存全国協議会常任委員
◇11月17日 集会「ハッ場ダム 七つの大罪」～本当に本体工事を始めていいのだろうか?～高崎シティギャラリー(高崎市)
○「吾妻溪谷カヤックの魅力」ビデオ&メッセージ坂本昭一 ○「ハッ場ダム七つの大罪～ダム事業がこのまま進むと、どうなるのか?」嶋津暉之(ハッ場あしたの会運営委員)、伊藤祐司(群馬県議会議員)
○「北海道のダムはんたい運動～国のダム行政とどう闘うか」小野有五(北海道大学名誉教授)
○パネルディスカッション「ハッ場ダムの運動のこれから～絶望の中に希望はあるのか」コーディネーター：川村晃生(慶應義塾大学名誉教授)、パネリスト：小野有五、大熊孝(新潟大学名誉教授)、関口茂樹(元群馬県鬼石町長)、嶋津暉之、渡邊洋子(ハッ場あしたの会事務局長)

4. その他

- 2月25~26日 利根川水系利根川江戸川河川整備計画(原案)に対する公聴会・・・ 真下淑恵、浦野稔が公述
○2月1日~3月6日 利根川水系利根川江戸川河川整備計画(原案)に対する意見提出・・・ 真下淑恵、浦野稔が提出

※引き続き「ハッ場ダムを考える群馬連絡会」(定例会)に参加し、情報交換、現地見学会、市民向けの学習会などに取り組み、ハッ場ダム問題を訴え理解を広めていきたいです。

『ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会』（2013年12月21日） ダムだけにたよらない流域治水夜明け前～滋賀県の挑戦にまなぶ～

◇オープニング「吾妻溪谷 カヤックからの眺め」DVD

カヤックによる吾妻溪谷の川下りは迫力満点。兩岸の切り立った岩肌と溪谷の美しさとダム仮排水トンネルが対照的である。

◇講演「ダムだけにたよらない治水を実現しようー滋賀県・流域治水推進条例の試みー 講師：今本博健京都大学名誉教授

日本の治水は明治29年に河川法が制定以来、一定程度の洪水を河川に封じ込める治水対策を実施する「定量治水」（100年に1回の洪水を想定して治水対策を立てる）が主流であった。滋賀県の流域治水対策は「いかなる洪水にたいしても人命を守る」ことを本気で実現しようとした。

滋賀県では中長期河川整備計画を実施する河川を「ランク分け」し、河川改修など河川整備を先行し、ダム建設だけに頼らない治水対策で大戸川ダム、丹生ダム、芹谷ダムなどを計画中止の方向に向かわせた。これからの治水対策は、「定量治水」から、対象洪水を設定せず何が出来るか実現可能な治水対策を積み重ねて洪水防止を図る「非定量治水」の転換が必要である。ハッ場ダムも「あきらめず、ずっと続けてがんばってください」と閉められた。

◇ハッ場ダム問題の現状と今後

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会 嶋津暉之

1. ハッ場ダム基本計画の変更（第4回目）とその問題点

（1）ハッ場ダム基本計画の変更（工期の変更 2015年度→2019年度）

①付替鉄道が2014年9月に完成するのか？、遅れる可能性が高い。

②2019年度試験湛水期間中に地すべりは起きないか？

（2）ハッ場基本計画変更の問題点

①ハッ場ダムは事業費再増額のため、第5回目の基本計画変更が行われることは必至

・ハッ場ダムの事業費増額（関東地方整備局がハッ場ダムの検証で示したこと）総額 183 億円

・ハッ場ダムの事業費増額は実際には 500 億円以上（更なる増加要因：代替地の整備費用、東電への減電補償、地すべり対策費）

ハッ場ダム事業は進められても、混迷の様相を呈していく

※本体工事に着手したが、中止になった「大阪府の檜尾川ダム」の事例もあるので、あきらめずダム中止を訴えていきましょう。

2. 本体関連工事および本体工事の進行とともに失われていく自然

（1）名勝・吾妻蛍光の散策が困難になることが予想される。

（2）自然林・水没予定地の樹木が伐採される

3. ダム本体工事完了後の問題—試験湛水中の地すべりの危険性—

(1) 現在の八ッ場ダム基本計画の地すべり対策は3地区のみで、予算はわずか6億円弱

(2) 八ッ場ダム貯水池予定地は地質が非常に脆弱

①国交省の調査でも地すべりの可能性がある所が22か所もあるのに、3ヶ所のみ

②代替地の安全性も不安

(3) 2011年の八ッ場ダムの検証による地すべり対策

今回の基本計画変更で見送られたので、実施されるかどうかは不明

(4) 八ッ場ダム検証の地すべり対策が仮に行われても、深刻な地すべりの危険性

八ッ場ダムの検証で示された地すべり対策がたとえ実施されても、それはきわめて不十分なので、ダム本体完成後の試験湛水中、さらにダムの運用開始後、貯水位を上下させていると、深刻な地すべりが起きる危険性をはらんでいる。2013年12月9日、八ッ場ダム住民訴訟の群馬県事件の東京高裁控訴審で坂巻幸雄氏(元工業技術院地質調査所主任研究官・技術士)がこの危険性について証言を行った。

◇裁判報告 八ッ場ダム住民訴訟弁護団

・千葉・東京・栃木・埼玉・茨城・群馬弁護団から各地の裁判の状況が報告され、東京事件(2013年3月29日東京高裁判決)、千葉事件(2013年10月30日東京高裁判決)とも住民敗訴、評価できるところが一つもない最悪不当判決として東京・千葉事件とも最高裁に上告。栃木事件は2014年1月27日に東京高裁判決言渡し、埼玉事件は2014年1月21日東京高裁第1回口頭弁論、茨城事件は2014年3月25日東京高裁判決言渡し、埼玉事件4月22日東京高裁(証人尋問・結審)、群馬事件2月10日東京高裁第2回口頭弁論(控訴人・弁護士意見陳述、結審)

◇1都5県のストップさせる会の活動報告

・群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉・東京のストップさせる会は各会の1年間の活動報告、会報発行、住民訴訟傍聴、各都県への要請、現地見学会、パブコメ・公聴会参加などの取り組みを報告。特に、栃木の会は栃木県が利根川から5km離れていて、八ッ場ダムの治水上の利益を受けることは考えられないのに、10億円の八ッ場ダム治水負担金を求められていることを、ウナギのかば焼きの匂いを嗅いだけでウナギ屋から代金を請求される紙芝居を披露し、会場から笑いが起こった。

◇集会アピールの宣言・採択

◇閉会挨拶 高橋利明(八ッ場ダム訴訟弁護団長)

今年(2013年)を1語で表現すれば「怒」であり、「弁護団はあきらめず闘っていく」ことを表明し、集会が閉められた。

～2020年、東京はどうか～

ハッ場ダムとオリンピック

日時：2014年2月23日(日) 13:30～16:30(開場13:00)

会場：豊島区立勤労福祉会館6階

(JR池袋駅西口徒歩10分) 電話番号 03-3980-3131

参加費：500円

登壇者：松久寛(縮小社会研究会代表理事・京都大学名誉教授)

森まゆみ(作家) 司波寛(都市計画コンサルタント)ほか

プログラム：

基調講演 松久寛

「小さいことはいいことだ

～縮小社会への道」

- ・東京の水道とハッ場ダム
- ・新国立競技場の問題とは
- ・パネルディスカッション「2020年、東京はどうか」

ハッ場ダムは首都・東京の水道事業と密接なつながりがあります。

1964年の東京オリンピック当時、ハッ場ダム事業は“東京砂漠”という言葉に象徴される水不足を解決するとの名目で、大きく動き出しました。

時代が変わり、東京水道の水需要は減少の一途を辿るようになりましたが、安倍政権はあれから半世紀を経た2014年秋、ハッ場ダムの本体工事に着手し、2020年3月の完成をめざすとしています。

2020年—それは、東京で二度目のオリンピックが開催される年でもあります。東京では巨大な新国立競技場の建設をはじめ、新たな都市開発の計画が目白押しです。

最初のオリンピックが開催された1960年代、「大きいことはいいことだ」というCMソングが流行しました。ハッ場ダムも新国立競技場も、この価値観の延長上にあるといえます。

果たして、この先に未来はあるのか、識者をまじえて徹底討論します。

・主な登壇者のプロフィール・

❖ 松久 寛 (まつひさ ひろし)

1947年大阪生まれ。京都大学名誉教授。工学博士。京都大学では振動工学の研究に従事。2008年、縮小社会研究会を設立。

2012年、『縮小社会への道-原発も経済成長もいらぬ幸福な社会を目指して-』（日刊工業新聞社）を刊行。

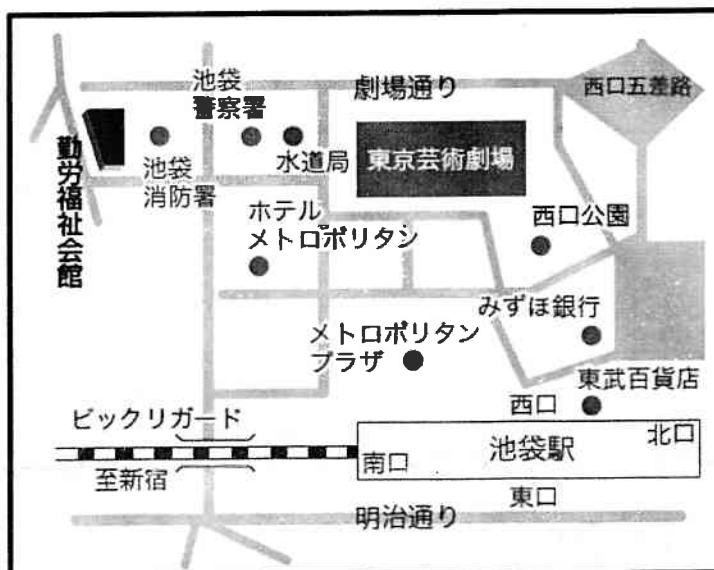
❖ 森まゆみ

1954年東京生まれ。地域雑誌『谷中・根津・千駄木』編集と並行して、作家活動開始。『鷗外の坂』、『「即興詩人」のイタリア』、『東京遺産 保存から再生・活用へ』、『震災日録 記憶を記録する』など著書多数。

❖ 司波 寛 (しば ゆたか)

1937年東京生まれ。東京大学大学院都市工学修士課程修了。著書に『都市・農村の新しい土地利用戦略』、『美しい街をつくる』（ともに共著）、「まちづくり政策実現ガイド」（共編著）など。

豊島区立勤労福祉会館 電話番号 03-3980-3131



総会

11:00~11:30

集会終了後、懇親会を開きます。(参加費 3,000 円予定)
参加ご希望の方は下記事務局までご連絡ください。

主催：ハッ場あしたの会

◎群馬事務局

〒371-0844 群馬県前橋市古市町 419-23 Te1027-253-6706 携帯 090-4612-7073

◎東京事務局

〒187-0002 東京都小平市花小金井 5-55-14 Fax0424-67-2951

1月8日に国土交通省関東地方整備局は ハッ場ダム本体工事の入札公告を発表しました。

今回の入札公告は、本体工事の着手時期が未定のままでは具合が悪いので、ダム本体の工事業者を前倒しで決めておくために行われたものであると推測されます。

太田昭宏国交大臣が昨年12月24日の記者会見で、ハッ場ダム本体工事の「具体的な着工時期は検討しているところで、現時点では未定」と述べており、その後、着工時期について国交省から新たな説明はありません。

基本計画の工程表では2014年10月から本体工事を始めることになっているにもかかわらず、太田大臣が着工時期が未定であると言明したのは、実際の着工時期が2014年10月より遅れる可能性が高いことを意味していると考えられます。

ダム本体工事着手時期の遅れは、付替鉄道の完成が遅れていることなどによると推測されます。付替鉄道を完成させ、現鉄道を廃止しないと、ダム本体の工事を開始することができないからです。

付替鉄道の工事で最も遅れているのは、川原湯温泉・新駅の付近です。新駅の駅舎は今年2月にできるとされていますが、駅前の整備事業は遅れに遅れて用地買収の目処も立っていません。また、JRが安全面の確保のため、慎重な姿勢を示しているようですので、付替鉄道の開通がいつになるのか、分からない状況にあります。

ハッ場ダム本体工事の準備工事のうち、本体予定地で行われようとしているのは、仮締切工事です。これは、吾妻川の水を仮排水トンネル（2009年完成、約400m）に流すように、ダム本体工事区間の吾妻川を締め切る工事です。

仮締切工事の入札の経過は、入札情報によれば次の通りです。

2013年8月9日 入札公告

10月9日 開札 入札不調

10月28日 再入札の結果、岩田地崎建設㈱が42500万円で落札

工期 2014年7月31日

今年1月8日に改めて、関東地方整備局河川部河川計画課のハッ場ダム担当の建設専門官に電話で問い合わせたところ、次の返事がありました。

「仮締切工事は業者がまだ準備を進めていて、段取りが決まっておらず、工事に入っていない。工事の段取りがきまらないと、公開質問書に回答できない。工事の段取りが決まったら、約束通り、公開質問書に回答する。いつ工事が始まるかは今の時点では言えない。」

このように仮締切工事はまだ始まっていません。

関東地方整備局の公式発表では、ハッ場ダムの工事が順調に進んでいることになっていますが、実際には本体準備工事が予定より大幅に遅れています。

（ハッ場あしたの会が1月初旬に群馬県庁記者クラブへ配布した資料をまとめたものです。）

群馬・ハッ場ダム裁判のご報告 (高裁)

平成25年12月9日

控訴人 各位

ハッ場ダム住民訴訟群馬弁護団
(文責：福田寿男)

1 事件

東京高等裁判所 (第11民事部) 平成21年 (行コ) 第261号
公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人—秋山博外15名 被控訴人—群馬県知事外1名

2 期日

平成25年12月9日 (月) 午後3時～4時 尋問期日 (坂巻証人)
東京高等裁判所 (8階) 第825号法廷

3 出席者

控訴人側 (当方) —控訴人3名, 訴訟代理人7名
被控訴人側 (県側) —訴訟代理人1名, 指定代理人5名 各出頭

4 内容

- (1) 当方—平成25年12月9日付証拠説明書 (甲F号証), 甲F2の1～7 (大熊証人調書), 同日付証拠説明書 (甲D号証), 甲D37の1～2提出
- (2) 今日坂巻幸雄証人に対する証人尋問ということで, まず当方嶋田弁護士が約50分間の主尋問をしました。坂巻証人には専ら地すべり対策にかかる検証の基礎資料となった調査報告書の問題点を明快に指摘していただきました。

これに対し, 県側代理人は反対尋問を行いませんでした。

最後に, 裁判長は, 当方がしていたその他の証拠申出 (証人申請等) を却下した上, 次回までに, 当方に対しては未提出の甲号証の提出及び最終の主張を, 先方に対しては主張の補充を指示しました (提出期限は2月3日)。この点, 当方は, 次回, 弁論要旨ないし意見陳述のための時間が欲しいと申し入れ, 次回30分強程度の時間を確保しました。

裁判長は明言まではしなかったと思いますが, 事実上, 次回の結審を見込んでいるものと思われま。

5 次回期日

平成26年2月10日 (月) 午後3時 弁論期日
東京高等裁判所 (8階) 第825号法廷

6 その他

裁判後に控え室で説明会を行い, 意見交換をしました。

以上

会費納入と寄付のお願い

皆さんの会費並びに寄付により活動が支えられております。ご協力お願い申し上げます。

【振込先】 郵便振込 口座番号 00150-2-356373 加入者名 鈴木庸

ゆうちょ銀行からは 記号10420 番号19066621 鈴木庸

他金融機関からは 店名〇四八 (読み ゼロヨンハチ) 店番 048 普通預金 1906662 鈴木庸